別紙様式第七十四　（平12蔵令69・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払報告書

（　　年　　月分）

財　務　大　臣　殿　　報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿
（日本銀行経由）　　報　告　者：（18～22）

名称及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者記名押印
又は署名　＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名		配当金		債券利子			収益分配金
		子会社の配当金	その他の配当金	長期	うち金融子会社以外の子会社との取引	短期	
		541	544	546	543	561	599
米国	23 304 25	26 37	38 49	50 61	62 73	74 85	86 97
カナダ	302						
オーストラリア	601						
スイス	215						
ベルギー	208						
フランス	210						
ドイツ	213						
イタリア	220						
ルクセンブルク	209						
オランダ	207						
イギリス	205						
香港	108						
シンガポール	112						
合計							

（記入要領）1　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

2　国別区分は、原取引（支払の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の相手先の所在国又は地域により区分して差し支えない。

3　「長期」欄には原契約期間等が１年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が１年以内のものを記入すること。

4　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

5　記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）

付　表

証券の対外売買契約等に係る利子又は配当金の支払の受領報告書

（　　年　　月分）

報告者の名称＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千米ドル）

国名		配当金		債券利子			収益分配金
		子会社配当金	その他の配当金	長期	うち金融子会社以外の子会社との取引	短期	
		541	544	546	543	561	599
米国	23 304 25	26 37	38 49	50 61	62 73	74 85	86 97
カナダ	302						
オーストラリア	601						
スイス	215						
ベルギー	208						
フランス	210						
ドイツ	213						
イタリア	220						
ルクセンブルク	209						
オランダ	207						
イギリス	205						
香港	108						
シンガポール	112						
合計							

（記入要領）１　国別区分は、原取引（支払の受領の原因となった取引をいう。）の相手方の所在国又は地域によること。ただし、原取引の相手方による区分が困難な場合には支払の受領の相手先所在国又は地域により区分して差し支えない。

２　「長期」欄には原契約期間等が１年を超えるものを記入し、「短期」欄には原契約期間等が１年以内のものを記入すること。

３　米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。

４　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ４）